

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（土木局）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（西宮市環境衛生協議会）、出資団体監査（株式会社 鳴尾ウォーターワールド）及び指定管理者監査（特定非営利活動法人 にしのみやNPO協会）を実施したので、同条第9項の規定に従い、公表します。

平成25年11月26日

| | | | |
|---------|---|---|-----|
| 西宮市監査委員 | 亀 | 井 | 健 |
| 同 | 鈴 | 木 | 雅一 |
| 同 | 上 | 田 | さち子 |
| 同 | 町 | 田 | 博喜 |

目 次

指定管理者監査結果報告

特定非営利活動法人 にしのみやNPO協会

| | | |
|----|-------------------|--------|
| 第1 | 監査の対象 | 16 - 2 |
| 第2 | 監査の期間及び方法 | 16 - 2 |
| 第3 | 監査の結果 | 16 - 2 |
| 1 | 指定管理者の概要 | 16 - 2 |
| 2 | 指定管理の概要 | 16 - 3 |
| 3 | 施設の利用状況及び使用料収入の状況 | 16 - 6 |
| 4 | 指定管理経費の収支状況 | 16 - 7 |
| 5 | 業務の改善 | 16 - 8 |
| 6 | 所管部局での業務実施状況 | 16 - 8 |
| 7 | む す び | 16 - 9 |

凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりです。
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。
「-」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 文中に用いている数値で、万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 各表中千円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。

| | |
|---------|-------|
| 西宮市監査委員 | 亀井健 |
| 同 | 鈴木雅一 |
| 同 | 上田さち子 |
| 同 | 町田博喜 |

指定管理者監査結果報告
(特定非営利活動法人にしのみやNPO協会)

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

西宮市市民交流センター（以下「センター」という。）の指定管理者、特定非営利活動法人にしのみやNPO協会（以下「協会」という。）における、主として平成24年4月1日から25年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、所管部局及び指定管理者提出による直近の数値を用いるよう努めました。

第2 監査の期間及び方法

平成25年8月1日から事務局監査に入り、同年10月23日には協会及び市民局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 指定管理者の概要

(1) 設立の目的

協会は、主に西宮市内の個人及び団体に対し、市民活動に関する支援を行うとともに、市民活動の促進並びに市民活動団体等と行政、企業等との参画や協働に向けた調査研究、政策提言等を行い、自立的な市民社会の発展と構築に寄与することを目的として、平成18年10月23日に特定非営利活動法人の認証を取得し、同年11月1日に設立されています。

(2) 事務所所在地

西宮市甲風園1丁目3番12号

(3) 組織

協会の役員は、25年4月1日現在、理事7人(代表理事1人、専務理事1人、常務理事1人)、監事2人で、専務理事がセンターのセンター長を、常務理事が事務局長を兼任しています。

(4) 事業活動の概要

協会は、市内で活動するNPOや市民活動団体等を支援する中間支援組織として、地域のNPOの育成、地域でのネットワークづくり、NPO活動に関する一般社会への啓発を行っています。

定款で定める事業の内容の主なものは、市民活動に関する情報提供事業、市民活動に関する相談事業、市民等に対する講座研修等の人材育成事業、市民活動に関するイベント等の開催事業、市民活動に関するマッチング又はコーディネート事業、市民活動に関する調査研究提言事業、市民等と行政、企業、団体等との協働促進に関する事業、などとなっています。

2 指定管理の概要

(1) 管理施設の概要

センターは、西宮・甲子園競輪の廃止に伴い、兵庫県自転車競技厚生事業団から競輪事業関連施設である厚生事業会館の譲渡を受け、平成14年8月1日に開設されています。市民の地域活動における相互の親睦や文化活動の推進拠点としての業務を引き継ぐとともに、NPO等公益活動市民団体の相互交流の場として活用することとし、当初は市の直営で管理運営していましたが、指定管理者制度創設の趣旨等を踏まえ19年4月より同制度を導入しています。

施設の設置及び管理は、西宮市市民交流センター条例（以下「センター条例」という。）に基づいています。

管理の対象となる施設の概要は、次のとおりです。

| | | |
|------|------------------|---|
| 名称 | 西宮市市民交流センター | |
| 所在地 | 西宮市高松町20番20号 | |
| 施設概要 | 竣工 | 昭和47年12月 厚生事業会館として竣工 |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建 |
| | 敷地面積 | 885.11㎡ |
| | 延床面積 | 1,195.48㎡ |
| | 施設 | 1階 事務室、G会議室、書庫・資料整理室、体育室 老人いこいの家（併設） 2階 A会議室、B会議室、C会議室、ホール 3階 D会議室、E会議室、F会議室、和室、調理室、茶室 |
| 開館時間 | 午前9時から午後10時まで | |
| 休館日 | 12月29日から翌年1月3日まで | |

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第3項及び西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）に基づいて、次のとおり行われています。

21年7月16日、指定候補者の選定について西宮市市民局所管の公の施設に係る指定候補者選定委員会に諮問しています。公募については、21年7月25日号の市政ニュースのほか、市のホームページにも掲載され、同年8月25日から9月4日までを指定申請書の受付期間としています。選定委員会は、応募があった3団体を対象に審査基準に基づいて審査したほか、各団体のプレゼンテーションを実施し、それらを総合的に評価した結果、協会が指定候補者として最適であると21年10月22日付で答申しています。市は、この答申を受けて協会を指定候補者とし、21年12月に市議会の議決を経て、指定管理者に指定しています。

指定期間は、22年4月1日から27年3月31日までの5年間とされています。

(3) 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、基本協定書第5条第1項において次のように規定されています。

- ア センター条例第4条の規定に基づく施設等の提供及び市内に所在する公益活動を目的とする市民団体等に関する支援業務
- イ 同条例第5条の規定に基づく使用の許可、不許可及び条件の付与に関する業務
- ウ 同条例第6条の規定に基づく使用料等の徴収及び減免並びに使用料等の還付に関する業務
- エ センター並びに付帯施設等の簡易な維持管理に関する業務
- オ その他、センターの設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

なお、センター条例第4条では、センターが行う事業を次のように規定しています。

- ア 市内に所在する公益活動を目的とする市民団体に関する情報の収集、提供及び各種相談
- イ 同市民団体相互の交流の推進及び支援
- ウ センターの施設及び設備の提供
- エ その他市長が必要と認める事業

(4) 指定管理料

24年度の指定管理料については、西宮市市民交流センター指定管理者平成24年度年度協定書（以下「年度協定書」という。）が締結され、1,374万3,000円と定められています。

なお、光熱水費、修繕費、工事費、備品費等は市が負担するため、この額には含まれていません。

(5) 責任の分担

指定管理業務に係る市と指定管理者との責任の分担は、基本協定書別記2において次のように規定されています。

| 段階 | リスクの種類 | 内 容 | 負担者 |
|---------------------------------|----------|-----------------------------|-------|
| 共通 | 法令等の変更 | 指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更 | 協議事項 |
| | 不可抗力 | 自然災害等による業務の変更、中止、延期 | 協議事項 |
| 準備段階 | 準備コスト | 業務引継に要する費用の負担 | 指定管理者 |
| 運営段階 | 運営費の膨張 | 市以外の要因による運営費の膨張 | 指定管理者 |
| | 施設・設備の損傷 | 管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷 | 指定管理者 |
| | | 上記以外による施設・機器等の損傷 | 協議事項 |
| | 債務不履行 | 施設設置者（市）の協定内容の不履行 | 市 |
| | | 指定管理者による業務及び協定内容の不履行 | 指定管理者 |
| | 損害賠償 | 管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害 | 指定管理者 |
| | | 施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害 | 協議事項 |
| | 運営リスク | 管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク | 指定管理者 |
| 施設、機器の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク | | 協議事項 | |

3 施設の利用状況及び使用料収入の状況

最近3か年の施設の利用状況等は、次のとおりです。

(単位：件・%・円)

| | | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-----|-------|------------------|------------------|------------------|
| ホール | 利用件数 | 819 (237) | 838 (262) | 840 (303) |
| | 利用率 | 70.5 | 78.4 | 79.3 |
| 体育室 | 利用件数 | 872 (74) | 924 (53) | 962 (115) |
| | 利用率 | 75.1 | 86.4 | 90.9 |
| 会議室 | 利用件数 | 4,663 (1,013) | 5,488 (1,136) | 6,120 (1,084) |
| | 利用率 | 57.3 | 73.3 | 82.6 |
| 和室 | 利用件数 | 630 (187) | 795 (254) | 810 (317) |
| | 利用率 | 54.2 | 74.4 | 76.5 |
| 調理室 | 利用件数 | 198 (80) | 319 (104) | 416 (157) |
| | 利用率 | 17.0 | 29.8 | 39.3 |
| 茶室 | 利用件数 | 291 (66) | 527 (163) | 541 (188) |
| | 利用率 | 25.0 | 49.3 | 51.1 |
| 計 | 利用件数 | 7,473 (1,657) | 8,891 (1,972) | 9,689 (2,164) |
| | 利用率 | 58.5 | 69.3 | 76.3 |
| | 使用料収入 | 5,437,790 | 5,937,250 | 5,864,490 |

注1 会議室は7会議室(A～G)の合計。

2 利用件数の()は、NPO等公益活動市民団体の利用件数で内数。

3 使用料収入は冷暖房使用料を含む。

平成24年度の利用件数は前年度に比べ798件(9.0%)増の9,689件、利用率は7.0ポイント上昇の76.3%、使用料収入(冷暖房使用料含む)は7万円(1.2%)減の586万円となっています。

使用料の収入状況について、使用許可申請書、収入調定簿、収納済通知書等関係書類を抽出調査したところ、おおむね適正に処理されていました。

なお、年度協定書では、当日の使用料等を翌営業日までに銀行口座に納入すると規定していますが、複写機等使用負担金は半月ごとの納入となっていました。今後、協定書に従った適正な処理に努めてください。

また、冷暖房使用料は利用当日に支払うことができますが、その場合は申込み時と当日の2回、同じ様式の使用許可申請書を提出する必要があり、申請書と使用料の突合確認が複雑になるほか、利用者にとっても煩雑な手続きとなっています。より簡便な申請方法について検討してください。

業務仕様書において、団体に関する情報の収集・提供、各種相談の受付、講座・講演会の主催、団体相互の交流の推進及び支援事業の実施などが、指定管理者が実施するNPO関連の業務として定められています。

最近3か年の協会による各種相談等の実施状況は、次のとおりです。

(単位：件・回・人)

| | | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|------|------|------|------|------|
| 一般相談 | 件数 | 111 | 106 | 229 |
| 専門相談 | 件数 | 2 | 8 | 24 |
| 主催講座 | 回数 | 12 | 14 | 12 |
| | 参加人数 | 125 | 129 | 253 |
| 委託講座 | 回数 | 6 | 6 | 6 |
| | 参加人数 | 363 | 134 | 240 |
| 交流事業 | 回数 | 1 | 1 | 1 |
| | 参加人数 | 76 | 59 | 65 |

4 指定管理経費の収支状況

平成24年度の収支状況は、次のとおりです。

(単位：円)

| 収 入 | | 支 出 | |
|-------|------------|-------|------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 指定管理料 | 13,743,000 | 人件費 | 11,589,831 |
| | | 給料手当 | 10,060,409 |
| | | 法定福利費 | 1,281,882 |
| | | 旅費交通費 | 247,540 |
| | | 事務費 | 907,993 |
| | | 消耗品費 | 211,635 |
| | | 通信費 | 225,831 |
| | | リース料 | 449,172 |
| | | 印刷費 | 16,000 |
| | | 雑費 | 5,355 |
| | | 事業関係費 | 520,896 |
| | | 消費税 | 327,100 |
| 計 | 13,743,000 | 計 | 13,345,820 |

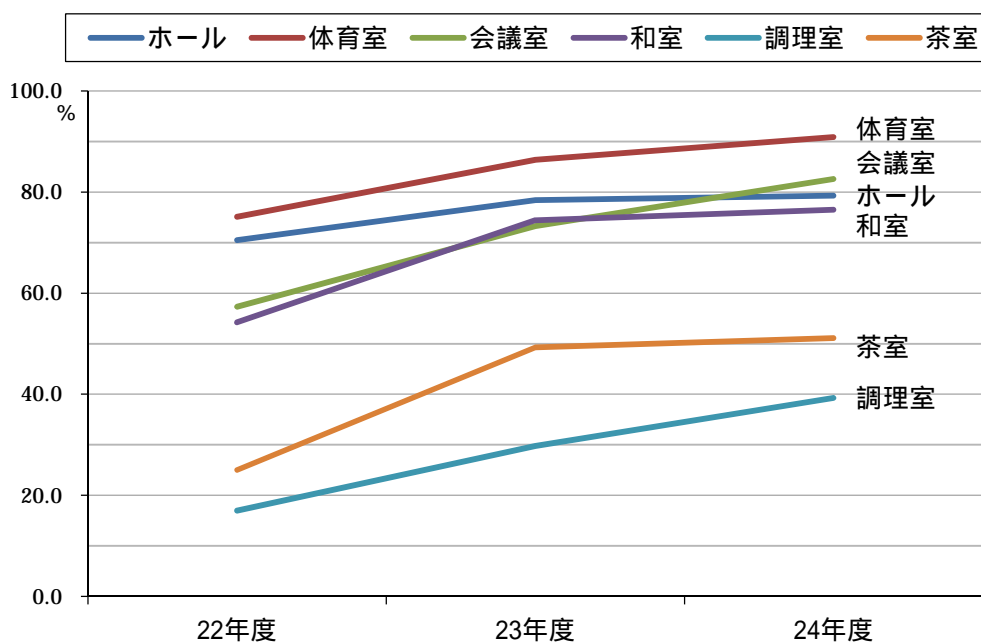
収支差額 397,180円

5 業務の改善

平成22年度より利用申請の受付時間をそれまでの午後9時までから午後10時までに延長し、23年度には主催事業・イベントページや東日本大震災支援情報ページの新設などホームページを改善したほか、電話による仮予約受付を開始しています。

全館利用率は、22年度58.5%、23年度69.3%、24年度76.3%と大きく上昇しています。

最近3か年の室種別利用率の推移は、次のとおりです。



6 所管部局での業務実施状況

(1) 指定管理者との協定等

平成24年度の指定管理料は、年度協定書第2条第1項でその額が、同条第2項で支払時期と支払方法が定められています。

24年度の指定管理料の支出状況は、次のとおりです。

(単位：円)

| 区分 | 支払額 | 支出命令日 | 支払日 |
|--------|------------|-----------|-----------|
| 第1四半期分 | 3,435,750 | 24年4月25日 | 24年5月2日 |
| 第2四半期分 | 3,435,750 | 24年7月9日 | 24年7月30日 |
| 第3四半期分 | 3,435,750 | 24年10月11日 | 24年10月29日 |
| 第4四半期分 | 3,435,750 | 25年1月9日 | 25年1月28日 |
| 計 | 13,743,000 | | |

(2) 業務実施状況の確認等

毎月の使用料徴収業務については、月初に指定管理者から提出されるデータと使用許可申請書、収納済通知書を照合し確認を行っています。

事業報告書は、指定手続条例第8条及び基本協定書第10条で、年度終了後30日以内にセンターの管理業務実施状況及び利用状況、使用料等の収入実績、管理に係る経費の収支状況などを記載し提出することとされています。24年度の事業報告書は25年4月30日付で提出され、同日付で文書受付が行われていますが、使用料等の収入実績については記載がなく、管理に係る経費の収支状況については支出のみで収入に関する記載がありません。今後、適正な事業報告書の提出を指導するとともに、業務の実施状況、予算と実績の差異、事業計画書の達成状況等について十分な分析・評価を行い、管理運営の改善やサービスの向上につなげるよう努めてください。

なお、センター敷地内に設置されている遊具については、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、日常点検を週1回以上行い、市指定の点検記録書を作成し四半期ごとに提出するとされていますが、点検記録書は提出されておらず、市指定の様式も定められていません。遊具の必要性を再検討した上で、指定管理者に対し適切な指導を行ってください。

7 む す び

今回の指定管理者監査においては、指定管理者に係る出納その他の事務が、協定書等に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。

センターは、地域住民が施設利用を通じて交流するコミュニティー機能と、公益活動市民団体が活動しやすい環境を整備する市民活動支援機能をあわせ持った施設であり、単なる貸館事業だけでなく、NPO等の育成支援が指定管理者に求められる役割となっています。

今後とも、市は、業務の履行状況を的確に把握し、適切なモニタリングを行うことにより課題の抽出等を行い、民間の能力を活用し、より効果的、効率的な運用ができるよう指導・助言を行ってください。

また、協会は、センターの設置目的を達成できるよう市と連携・協働して事業の実施に努めてください。